

意見書第 1 号

末政地区への油脂処理業者進出に対する意見書（要旨）

たつの市龍野町末政地区において、産業廃棄物処理業と化製場設置の知事許可が必要となる工場設置・操業を目的として、油脂処理業者が事業所の建設工事を進めており、県条例等に基づき、当該業者により地元住民である末政地区住民に対して説明会が実施されているが、油脂処理過程で発生する臭気、排水等に伴う環境悪化を懸念する地元住民側と設置業者の協議が紛糾し、不成立になっている状況である。

当末政地区では、組合施行による土地区画整理事業が施行済みであり、また都市計画道路本龍野末政線も計画されるなど、さらなる市街化を目指しており、近隣には、小宅小学校・龍野東中学校等もあり、当地域や近隣自治会は新興住宅が急速に増加していることから、一旦環境が破壊されると、子供たちや地域住民への生活環境、教育環境の悪化や健康被害が最も心配されるところである。

このような状況から、平成 17 年 12 月 12 日付けで末政自治会のみならず小宅地区連合自治会長会の決議により設置操業反対の署名（1 万 2 9 4 7 人分）が市長あてに提出されており、この現状では当該業者の事業の開始について、住民の理解を得て合意形成することは、極めて困難であると思慮される。

以上のことから、県におかれては、当事業者の産業廃棄物処理業並びに化製場設置の許可に対しては、反対署名をした「関係住民の声」等を十分に理解し、配慮されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 2 月 2 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

たつの市議会議長 松本 勝巳